

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県立高等学校の授業料等に関する条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則	一	○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	四
○福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一	○県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	五
○福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一	○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	五
○福島県職員服務規程の一部を改正	一	○職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	六

規 則

福島県立高等学校の授業料等に関する条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則及び福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月六日

福島県規則第四十六号

福島県立高等学校の授業料等に関する条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則

福島県立高等学校の授業料等に関する条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則(昭和四十年福島県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

「第五条第三項」を「第二条第二項第一号及び第二号に基づく知事の権限並びに同条例第五条第四項」に、「及び第九条の規定による」を「及び第九条に規定する」に、

福島県知事 佐藤 雄 平

「(第九条の規定による)」を「(同条例第九条に規定する)」に、「第五条第三項及び」を「同条例第二条第二項第一号及び第二号、第五条第四項並びに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務課)

福島県規則第四十七号

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和二十八年福島県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

第八項第五項第一号中「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「第五十六条の二第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号ロ」に改め、同項第三号中「第五十六条の二第一項第二号」を「第五十六条の三第一項第二号」に改める。

「2 同順位の遺族が2人以上あるときは、総代者選任権を添付すること(この申出書には、総代者を遺族として所要事項を記載すること。)

第一号様式中 3 受領の方法については、希望するものを○で表示するとともに口座替にあつては、アからエの全部について記載すること。

4 この申出書の3及び4は記載しないこと。

「2 受領の方法については、希望するものを○で表示するとともに口座振替にあつては、アからエまでの全部について記載すること。」

3 この申出書の3及び4は記載しないこと。」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第八項第五項の規定は、平成二十二年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(職員業務課福利厚生室)

訓 令

福島県訓令第二十号

本庁 機関

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十二年七月六日

出 先 機 関

福島県知事 佐藤雄平

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程（昭和五十二年福島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。
第十条第二項中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、同項第二十一号中「第十三条第二十四号」を「第十三条第二十五号」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十号中「第十三条第二十三号」を「第十三条第二十四号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号中「第十三条第二十二号」を「第十三条第二十三号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号中「第十三条第二十一号」を「第十三条第二十二号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号中「第十三条第二十号」を「第十三条第二十一号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「第十三条第十九号」を「第十三条第二十号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第十三条第十八号」を「第十三条第十九号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中「第十三条第十七号」を「第十三条第十八号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「第十三条第十五号」を「第十三条第十六号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第十三条第十四号」を「第十三条第十五号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第十三条第十三号」を「第十三条第十四号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第十三条第十二号」を「第十三条第十三号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第十三条第十一号」を「第十三条第十二号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第十三条第十号」を「第十三条第十一号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 規則第十三条第十号の場合における介護のための短期の休暇を受けるとき。
「1」有

- ア 就業している。
- イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により養育が困難であつては、8週間（多胎妊娠の場合に於ては、14週間）又は産後8週間内である。
- エ 上記のいずれにも該当しない（育ができる。）。
- 2 無

第一号様式の二中「及びその状況」を「及びその状況」

を「1」に改め、同様式備考4中「及びその状況」を削り、同様式備考中5を「2」に改め、同様式備考4中「及びその状況」を削り、同様式備考中5を削り、6を5とし、7を6とする。
第一号様式の三を次のように改める。

第1号様式の3 (第7条の5関係)

深夜勤務（時間外勤務）制限請求書		年 月 日
(所属長) 様		職 氏 名 (記名押印又は署名)
下記のとおり養育（介護）のため深夜勤務（時間外勤務）の制限を請求します。		
1 請求に係る制限の区分	目 的	1 養育 2 介護
	勤 務	1 深夜勤務 (条例第8条の5第1項) 2 3歳未満の子に係る時間外勤務 (条例第8条の5第2項) 3 小学校就学の始期に達するまでの子又は要介護者に係る時間外勤務 (条例第8条の5第3項)
2 請求に係る子又は要介護者	氏名（続柄）	()
	生 年 月 日	
	養子縁組の効力が生じた日	
3 職員の配偶者で請求に係る子の親である者の有無	1 有 2 無	
4 要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
5 請 求 の 期 間	深夜勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで 毎 日 その他 ()
	時間外勤務の制限	年 月 日から 1年・1年に満たない期間 (月)
備 考		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 1及び3の欄については、該当するものを○で囲むこと。
- 3 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入すること。
- 4 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。
- 5 「職員の配偶者で請求に係る子の親である者の有無」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。
- 6 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。
- 7 子を養育するために深夜勤務又は3歳未満の子に係る時間外勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子がそれぞれ満6歳又は満3歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を当該制限の終了の日として請求すること。

第五号様式中「子育て休暇」の次に「短期介護休暇」を加える。
第十七号様式の三中「11 請求に係る子1」を「12 請求に係る子」に改め、同様式備考中4

「12 請求者の計画」を「13 請求者の計画」に改め、同様式備考中4

3 配偶者及び配偶者の養育計画

氏名	氏	名	
	養育予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
子を養育するために利用する制度等	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務	
	<input type="checkbox"/> 育児休業又は育児短時間勤務以外	<input type="checkbox"/> その他 ()	

福島県人事委員会規則第十一号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二第三項」に改める。

第二十九条の二第三項を削り、同条第二項中「第十三条第三項」を「第十三条第五項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第十三条第三項の人事委員会規則で定める割合は、百分の二十五とする。

第三十一条第一項中「同条第六項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「第十三条第三項」を「第十三条第五項」に改め、「百分の百七十五」との下に「、「百分の二十五を、」とあるのは「百分の五十を、」と」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

（採用給与課）

福島県人事委員会

福島県人事委員会

委員長 星

光政

（人事課）

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年七月六日

福島県人事委員会
委員長 星 光 政

福島県人事委員会規則第十二号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

別表須賀川市の項中「公室長 部長」を「部長」に、「企画調整課、職員課及び総務課」を「企画財政課」に、「職員課長補佐 総務課長補佐 人事給与係長 事務管理係長 秘書係長 財政係長」を「企画財政課長補佐 人事課長補佐 財政係長 人事研修係長 給与厚生係長 秘書係長」に、「教育次長」を「教育部長」に改め、同表二本松市の項中「秘書係長」を「秘書広報係長」に、「国民健康保険診療所 所長」を「国民健康保険診療所 所長」に、「公民館 館長（二本松中央公民館、安達公民館、岩代公民館及び東和公民館の館長に限る。）」を「公民館 館長（二本松中央公民館、安達公民館、岩代公民館及び東和公民館の館長に限る。）」に改め、同表田村市の項中「都路こども園」を「こども園」に改め、同表南相馬市の項中「室長」を「公室長」に、「部次長 課長」を「部次長 課長 行政改革推進室長」に、「事務長 事務次長」を「事務部長 事務次長 課長」に、「医長 事務長」を「医長 総看護師長 事務長」に、「図書館 館長（原町図書館に限る。）」を「中央図書館 館長」に改め、同表伊達市の項中「総合支所次長 課長」を「副総合支所長」に改め、同表本宮市の項中「複合施設開設準備室長」を「本宮市民元氣いきいき応援プラザ所長」に改め、同表南会津郡只見町の項中「総括参事 課長」を「課長」に改め、同表耶麻郡猪苗代町の項中「課長 室長」を「課長」に改め、同表耶麻郡西会津町の項中「課長 室長」を「課長」に改め、同表東白川郡棚倉町の項中「教育次長 課長」を「課長」に、「中学校 学校給食センター 所長 教頭」を「中学校 校長 教頭」に改め、同表双葉郡浪江町の項中「支所 支所 保育所 統括 保育所長」を「支所 支所長」に改め、同表公立小野町地方総合病院組合の項及び郡山

地方広域市町村圏組合の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

職員の時務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年七月六日

福島県人事委員会
委員長 星 光 政

福島県人事委員会規則第十三号

職員の時務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の時務時間、休暇等に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
第七条の三第一項中「第十三条第三項」を「第十三条第五項」に改め、同条第二項中「第十三条第三項」を「第十三条第五項」に改め、同項に次の一号を加える。
四 給与条例第十三条第五項第二号に規定する割振り変更前の正規の時務時間を超えて勤務した時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

第七条の四第一項を削り、同条第二項中「早出遅出勤務」の下に「（同項に規定する早出遅出勤務をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。
第七条の五第四項中「第八条の五第三項」を「第八条の五第四項」に改める。
第七条の六第一項中「第八条の五第二項」の下に「又は第三項」を加え、「時間外勤務の」を「時間外勤務（条例第八条の二に規定する勤務をいう。）の」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、条例第八条の五第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。
第七条の六第二項及び第三項中「第八条の五第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第五項中「第八条の五第三項」を「第八条の五第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第十三条中第二十四号を第二十五号とし、第十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。
十 条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当である場合 一の年において五日以内（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日以内）

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年七月六日

福島県人事委員会

委員長 星 光 政

福島県人事委員会規則第十四号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成二十年福島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）